

令和 6 年神奈川県議会第 1 回定例会 防災警察常任委員会

令和 6 年 2 月 29 日

◆小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いいたします。

私からは、まず可搬式速度違反自動取締装置についてお伺いいたします。

先ほど、昨年の交通事故の犠牲者の方の数が質疑の中で出てきましたけれども、中には、自転車乗車中の小学生が亡くなるという大変痛ましい交通事故が 3 件も起きているということで、生活道路におけるより一層の事故防止対策が求められているというふうに考えています。

警察では、生活道路対策として、平成 30 年 4 月から可搬式速度違反自動取締装置、これは俗に移動式オービスというふうにも言われておりますけれども、これを導入して速度違反取締りの強化を図っていると、こういうふうに承知をしておりますけれども、依然として、生活道路や通学路を速度を落とさずに漫然と走行する車両も見受けられます。そうしたことから、この可搬式速度違反自動取締装置のより効果的な運用が求められていると考えます。

そこで、この可搬式速度違反自動取締装置の運用状況について伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、県内における速度違反の取締状況についてお伺いします。

◎交通指導課長

令和 5 年中の速度超過違反の取締件数につきましては、約 8 万 2,000 件で、令和 4 年中と比べて 4,000 件の減少となっております。

◆小野寺慎一郎委員

この速度違反の取締装置、どういったものがあるのか、また、この可搬式速度違反自動取締装置というのはどういうものなのか、確認のために教えてください。

◎交通指導課長

速度違反の取締装置につきましては、レーダー式速度測定機、光電式速度測定機及び速度違反自動取締装置の 3 種類がございます。このうち、速度違反自動取締装置には、固定式速度違反自動取締装置、いわゆるオービスと、可搬式速度違反自動取締装置、いわゆる可搬式オービスの 2 種類がございます。

可搬式速度違反自動取締装置は、速度違反車両がございましたら、その走行速度を自動的に測定・記録し、これと連動して違反車両及び運転者を自動的に撮影して証拠化する装置で、持ち運びが可能となったものです。

◆小野寺慎一郎委員

平成 29 年度の警察費で当初予算の説明を読んでおりましたら、今お話があつた定置式と固定式のいいとこ取りでつくったと、そんな説明もありましたけれども、この可搬式速度違反自動取締装置の導入の経緯についてお伺いいたしま

す。

◎交通指導課長

可搬式速度違反自動取締装置につきましては、平成24年に京都府亀岡市で発生した通学中の児童らの列に軽自動車が突っ込み3人がお亡くなりになられた悲惨な交通事故を契機として、その後、全国的に導入が始まり、県警察でも平成30年に4台導入し、運用しております。

◆小野寺慎一郎委員

それでは、この可搬式速度違反自動取締装置の優位点についてお伺いをいたします。

◎交通指導課長

レーダー式速度測定機及び光電式速度測定機は、持ち運びが可能ですが、取締り現場において違反者を検挙することから、違反車両を停止させるためのスペースや人員を確保する必要があります。これに対し、可搬式速度違反自動取締装置は、違反車両の運転者及びナンバープレートを写真撮影し、違反者を特定するなどして、後日に検挙することとなります。

したがいまして、取締りの際に違反車両を停止させる場所を要さず、従来の速度取締り資機材では取締り困難であった、道路幅員の狭い通学路や生活道路等の取締りを可能とするなど、交通事故抑止の有効な手段であると考えられております。

◆小野寺慎一郎委員

よく分かりました。

それでは、この装置の導入から間もなく6年が経過するということでありますけれども、この導入の効果についてお伺いをしたいと思います。

◎交通指導課長

導入後、通学路や生活道路等を中心に取締りを実施してまいりましたが、沿線の住民の方から、速度取締りを行うと車が速度を落としてくれるので安心しますとの声を頂いております。

当課で、取締り場所を1か所に限定してございますが、調査したところ、取締り前に比べ、取締り中は約23%、取締り後も約8%の速度の低下があったことから、一定の速度抑止効果があり、交通事故防止につながっていると考えております。

また、全国交通安全運動期間中に広報を行った結果、テレビや新聞で取り上げられるなど、さらなる抑止効果にもつながっていると考えております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

私の地元でも30キロ規制の道路があって、以前は違反車両を誘導して停止さ

せておくスペースがあったんですけども、それがなくなって、この装置を持ってきてもらえないかというような、そんな要望が出ているところがあるんですけども、この装置の運用状況について教えてください。

◎交通指導課長

昨年、運用方法の見直しを行い、県下を四つのブロックに分け、4台の可搬式速度違反自動取締装置を各警察署ごとに期間を指定し循環して運用することとした結果、導入以来、過去最高の304回の運用をしております。

◆小野寺慎一郎委員

昨年は運用回数が導入以来最高であったと、304回ということなんですが、これは今4台ですよね、運用している台数が。これで要望に適切に対応できているのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎交通指導課長

本年も同様の運用方法を継続し、通学路や生活道路などにおける交通事故の発生状況や住民からの速度取締り要望などを踏まえ、計画的な運用を行ってまいります。

また、現在の4台運用では、13署または14署を一つのブロックとしております。台数を増やすことができれば、各警察署の運用回数のさらなる向上も見込め、住民からの取締り要望に、より適切に対応できるのではないかと考えております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

今のお話だと、県内の全警察署を循環させる運用を実施しているということではありますけれども、配備されていない期間に、この装置を利用した取締りをやりたいんだということで、署のほうから要望があった場合に、これ、どういうふうに対応していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

◎交通指導課長

各警察署において、あらかじめ運用が定められた期間以外に可搬式速度違反自動取締装置を使用した速度取締りの必要性が生じた場合には、本部交通指導課で調整の上、配置警察署の変更等を行い、確実な取締りにつなげております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

それでは、この可搬式速度違反自動取締装置の効果的な活用事例について、お伺いいたします。

◎交通指導課長

可搬式速度違反自動取締装置の効果的な活用事例としては、違法競走型暴走

族、いわゆるローリング族の取締りを行うなど、住民からの要望に応えられるよう多角的な運用に努めています。

◆小野寺慎一郎委員

この装置の導入費用とその維持管理費、これについてお伺いをしたいと思います。

また、今後、新たな導入計画があるのかどうか、そこについても教えてください。

◎交通指導課長

可搬式速度違反自動取締装置の購入費用につきましては、1台約1,100万円、年間維持管理費として約80万円となります。

現在、各警察署に期間を指定して循環する運用を実施しておりますが、過去最高の運用回数となり、事故抑止効果も大きくなっていると思われます。

運用回数の増加は、県内の事故総量減少に直結することから、今後、必要な整備に努めてまいりたいと考えております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

最初に導入したときに4台で、たしか4,320万円という予算だったので、あまり値上がりはしていないという印象を受けましたけれども、できれば、取締りを希望する警察署にきちんと配備をして使っていただきて、効果的な取締りをやっていただきたいんですけども、予算も絡むことでありますので、やはりこの効果、実績、これをしっかりとアピールをしていただきて、新たな導入につなげていただきたいというふうに思っています。

先ほど、速度抑制の効果があったということもありましたけれども、検挙件数でありますとか、そういうところも含めて、この実績をいろいろ教えていただきながら、私たちもこれからも導入というか、この増強に向けた議論をしっかりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、第二種免許における学科試験の外国語対応についてお伺いをいたします。

今、輸送業界は、少子化の影響で人手不足が深刻化していると。さらに、2024年問題というのがあって、様々な課題が今、指摘されているところです。

これまで私も、普通二種免許、タクシーの運転に必要な免許証の試験の体制について、様々お伺いをしてきたところもあるんですけども、これからは、日本語に加えて外国語で、この二種免許の学科試験を受けられるようにしていくということあります。

先般、警察庁で、外国語による学科試験を積極的に推進していくために、第二種免許に係る問題例について、英語など20言語分を作成して各都道府県に送付したというふうに伺っております。そこで、この第二種免許の学科試験の外国語の取組などについて、お伺いをしてまいります。

まず、県内の外国籍の方の居住者数の推移について、お伺いをいたします。

◎運転免許課長

県内の外国籍の方の居住者数は、県の資料では、令和5年1月1日現在、約24万人で、前年と比較すると約1万7,000人増加し、10年前の約1.5倍となっております。

国籍別では、多い国から順に、中国、ベトナム、韓国、フィリピンとなっており、ここ数年、ベトナム国籍の方の構成比が高くなっています。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

それでは、神奈川県内の外国籍の方の運転免許の保有者数について、お伺いをいたします。

◎運転免許課長

県内の運転免許保有者数は、令和5年12月末現在、約567万人で、そのうち外国籍の方の保有者数は8万6,226人となっており、前年と比較すると5,707人増加しております。また、運転免許保有者数に占める外国籍の方の割合は約1.5%となっており、保有者数、保有者割合ともに増加傾向となっております。

◆小野寺慎一郎委員

前年比で5,707人というのは、かなりの増え方だというふうに思います。

それでは、今、二種免許についてお伺いをしておりますけれども、その前提として、第一種免許の学科試験の外国語対応については今どうなっているのか、確認をさせてください。

◎運転免許課長

運転免許センターでは、昭和59年から英語の第一種学科試験を開始、その後、県内の外国籍の方の居住者数の推移や要望等を踏まえ、平成26年に中国語とポルトガル語を、平成30年にベトナム語の試験問題を導入し、日本語のほかに4言語で受験できるようになっております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

本県の対応状況はそんなことだということなんですが、これは、他県の状況というのはどのようになっているのか分かりますか。

◎運転免許課長

他県の状況につきましては、令和4年9月末現在で、英語は全ての都道府県で導入され、中国語は44の都道府県で導入されております。ポルトガル語やベトナム語は約20の府県が導入しており、4言語を導入しているのは、本県を含め13道府県と承知しております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

それでは、本県の運転免許センターでは、今、外国語での学科試験、4か国語でやってらっしゃるということなんですが、その受験状況について教えてください。

◎運転免許課長

令和5年中に学科試験を受けた方は延べ約16万2,000人で、そのうち外国語で受験した方は延べ約6,500人で、全受験者の約4%となっております。

◆小野寺慎一郎委員

先ほどもちょっと触れましたが、警察庁から第二種免許に係る問題例というのが送付されてきた、これを基にどのように問題を作成していくのか、そこを伺いたいと思います。

◎運転免許課長

学科試験問題は、道路交通法に基づき、交通の方法に関する教則から出題することとなっており、警察庁から問題例が示されております。この問題例を参考に、安全運転に必要な知識や規範意識の向上に資する問題を作成し、出題しております。

また、第二種免許の学科試験については、第一種免許の出題範囲にはない旅客自動車に関する問題を出題することとなります。

さらに、学科試験の公平性を期すため、試験問題の漏えいに留意して複数の問題パターンを作成する必要があります。

◆小野寺慎一郎委員

警察庁からは、この第二種免許に係る問題例について、英語など20言語分、これがつくられて送られてきたということなんですが、本県としては、この20言語を同時に導入というのは、なかなか現実的じゃないと思うんですが、どういう形で導入を図っていくおつもりなのか、そこをお伺いします。

◎運転免許課長

警察庁から送付された問題例は、英語や中国語のほかベトナム語やインドネシア語など20言語分となっておりますが、警察庁は英語の学科試験問題を速やかに導入するよう求めているため、まず、英語を導入するための準備を開始しております。

◆小野寺慎一郎委員

英語は速やかにということなんですが、これはいつ頃から受験できるようにしたいというふうに考えていますか。

◎運転免許課長

英語による学科試験の開始時期については、試験問題の作成が完了し、最後に問題や解答をシステムに登録して採点に誤りがないように確認した後、今年の6月頃を目途に開始できるよう取り組んでおります。

◆小野寺慎一郎委員

これは警察庁の意向というか、そこもあると思うんですが、英語以外の言語の導入については、今後どういうふうになっていくのか、そこを教えてください。

◎運転免許課長

第二種免許を取得するために必要な第一種免許の学科試験に、既に中国語、ポルトガル語、ベトナム語を導入していることから、県内居住者の要望等も踏まえ、これらの言語の導入についても検討してまいります。

◆小野寺慎一郎委員

運転免許センターにおける学科試験の外国語の取組については、確認をさせていただきました。今後の運転手不足、これを解消するために、外国籍の方でも第二種免許が取得できるようにということは、大変重要な取組だというふうに思いますので、外国籍の方の本県での居住実態、あるいは住民の皆さんのお要望を踏まえて、積極的に推進していただきたいというふうに思います。

あと、二種免許については、これまで様々な御要望もさせていただいてまいりましたけれども、こうやって外国語の学科試験によって裾野の拡大もこれから図られていくんではないかなというふうにも思いますので、これまでいろいろ意見も申し上げてまいりまいりましたけれども、技能試験のほうもこれまで以上に需要が高まるというようなことも考えられますので、今日は外国語の学科試験について申し上げましたけれども、技能に関しても、指定自動車教習所の検定に任せておけばいいということではなくて、やはり運転免許センターで十分に対応できるように試験体制の充実を図っていただきたいと最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。